

球磨村告示第2号

令和8年第1回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年2月2日

球磨村長 大岩 禎一

1 期 日 令和8年2月5日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

梶木 啓介君

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

東 純一君

高澤 康成君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

田代 利一君

○応招しなかった議員

令和8年 第1回 球磨村議会臨時会 会議録（第1日）

令和8年2月5日（木曜日）

場所 球磨村議会議場

議事日程（第1号）

令和8年2月5日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙について

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第8 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙について

追加日程第9 球磨村水防協議会委員の選出について

追加日程第10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第11 発議第1号 球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第12 発議第2号 球磨村議会広報対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第13 発議第3号 球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第14 発議第4号 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第15 発議第5号 義務教育学校建設に関する特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第16 同意第1号 球磨村監査委員の選任同意について

追加日程第17 承認第1号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）

追加日程第18 承認第2号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）

追加日程第19 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

追加日程第20 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（球磨村グラウンド仮設団地改

修工事（４列目））

- 追加日程第21 議案第２号 工事請負変更契約の締結について（ジビエ解体処理加工施設新築工事）
- 追加日程第22 議案第３号 分収造林契約の変更について
- 追加日程第23 議案第４号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第24 議案第５号 令和７年度球磨村一般会計補正予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 仮議席の指定について
- 日程第２ 議長の選挙について
- 追加日程第１ 議席の指定について
- 追加日程第２ 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第３ 会期の決定について
- 追加日程第４ 副議長の選挙について
- 追加日程第５ 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第６ 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第７ 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第８ 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第９ 球磨村水防協議会委員の選出について
- 追加日程第10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第11 発議第１号 球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第12 発議第２号 球磨村議会広報対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第13 発議第３号 球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第14 発議第４号 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第15 発議第５号 義務教育学校建設に関する特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第16 同意第１号 球磨村監査委員の選任同意について
- 追加日程第17 承認第１号 専決処分の報告及び承認について（令和７年度球磨村一般会計補正予算）
- 追加日程第18 承認第２号 専決処分の報告及び承認について（令和７年度球磨村一般会計補

正予算)

- 追加日程第19 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
- 追加日程第20 議案第1号 工事請負変更契約の締結について(球磨村グラウンド仮設団地改修工事(4列目))
- 追加日程第21 議案第2号 工事請負変更契約の締結について(ジビエ解体処理加工施設新築工事)
- 追加日程第22 議案第3号 分収造林契約の変更について
- 追加日程第23 議案第4号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第24 議案第5号 令和7年度球磨村一般会計補正予算について

出席議員(8名)

1番	槻木 啓介君	2番	永椎樹一郎君
3番	西林 尚賜君	4番	東 純一君
5番	高澤 康成君	6番	嶽本 孝司君
7番	舟戸 治生君	8番	田代 利一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子	書記 野々原真矢
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	大岩 禎一君	教育長	大瀬 克彦君
政策審議監	門垣 文輝君	総務課長	高永 幸夫君
復興推進課長	蔵谷 健君	税務住民課長	大岩 正明君
保健福祉課長	友尻 陽介君	産業振興課長	淋 辰生君
農業委員会事務局長	山口 智幸君	建設課長	毎床 公司君
会計管理者	松舟 祐二君	教育課長	毎床 貴哉君

午前10時00分開会

○事務局長（假屋 昌子君） おはようございます。議会事務局長の假屋です。どうぞよろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員の中で田代利一議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。田代利一議員、よろしくお願いいたします。

〔臨時議長 田代 利一君議長席に着く〕

○臨時議長（田代 利一君） おはようございます。ただいま紹介されました田代利一です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は全員ご出席であり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回球磨村議会臨時会を開会いたします。

議会の開会に先立ち、村長から挨拶の申出がありますので、これを許可します。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） ただいま臨時議長からお許しをいただきましたので、議員各位に対しまして一言お祝いのご挨拶を申し上げます。

ここに、不信任決議、そして議会の自主解散という本村にとって極めて重く苦しい決断を経て、改めて民意の負託を受けられた議員各位をお迎えし、令和8年第1回球磨村議会臨時会を開催できますことは、誠に感慨深く、心よりお祝いを申し上げます。

議員各位におかれましては、村の進むべき道を正し、村政を停滞させてはならないという強い危機感と、村の将来を思うゆえの、まさに身を切るような苦渋の選択であったと深く拝察する次第です。議員各位の今後ますますのご健勝を心より祈念申し上げます。

私は、このたびの球磨村長選挙において、村民の皆様からの信任を賜り、球磨村長に就任させていただくことになりました。改めてよろしくお願い申し上げます。

就任式において私は、職員に対し、村の未来と村民の暮らしを変えるのは、政策と実行力、団結は推進力であると訓示を行いました。急速な人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの再生など、山積する課題を解決し、全ての地域、全ての世代にとって暮らしやすく、希望の持てる村を取り戻すためには、具体的な政策と、それを形にする実行力が必要です。

そして、村政は私一人で動かせるものではございません。村民の皆様、村を支える職員、そして、何より村民の負託を受けた議員各位との間に強固な信頼関係と団結があつてこそ、初めて力

強い推進力が生まれると確信いたしております。

議員各位とは、村民の暮らしを第一に考え、本村をよりよくしたいという同じ目的の下、車の両輪となり、互いに研さんし合い、信頼に基づいた建設的な議論を積み重ねていきたいと考えております。今後ともご指導、ご便達を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

結びに、皆様と一緒に新しい村の歴史を一步ずつ刻んでいくことをお誓い申し上げ、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（田代 利一君） 村長の挨拶が終わりましたので、これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第 1. 仮議席の指定について

○臨時議長（田代 利一君） それでは、日程に従い、日程第 1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第 2. 議長の選挙について

○臨時議長（田代 利一君） 次に、日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、選挙と指名推選の 2 つの方法がありますが、いかがいたしますか。2 番、永椎樹一郎君。

○議員（仮議席 2 番 永椎樹一郎君） 2 番です。指名推選でお願いをしたいと思います。お取り扱いをお願いいたします。

○臨時議長（田代 利一君） お諮りします。2 番、永椎樹一郎君より、選挙の方法は指名推選とされたいとの発言があっておりますが、ほかにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選に当たり、指名者はいかがいたしますか。2 番、永椎樹一郎君。

○議員（仮議席 2 番 永椎樹一郎君） 2 番です。議長に 8 番、田代利一議員の指名をお願いをしたいと思います。

以上です。

○臨時議長（田代 利一君） お諮りします。2 番、永椎樹一郎君より、議長に 8 番、田代利一議員を推選とされたいとの発言があっておりますが、ほかにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。議長に 8 番、田代利一議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました田代利一議員を議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました田代利一議員が議長に当選しました。

それでは、演壇にてご挨拶をいたします。

〔演壇に移動〕

○議員（仮議席 8 番 田代 利一君） ご挨拶を申し上げます。

ただいま議長に選出いただき、身に余る光栄に存じます。心よりお礼を申し上げます。安心、安全な村づくり、また、希望の持てる村づくりに皆様方のご協力をいただき、努力していく所存であります。

さて、本議会は、昨年 1 2 月に前村長が不信任決議を受けて辞職した後、議会も村政の混乱を招いた責任があるとして自主解散し、このたびの村長と議会議員の同時選挙を経て、新たなスタートを切ることになりました。

今後は、一刻も早く混乱の収束を図り、村民の暮らしを第一に、議会と執行部が一体となり取り組んでいく必要があると決意を強くしております。村民に分かりやすい議会、開かれた議会を目指して、微力ではございますが、頑張っていきたいと存じます。どうぞ議員並びに執行部の皆様のご指導とご協力を心からお願い申し上げ、議長就任のご挨拶といたします。

〔臨時議長席へ移動〕

○臨時議長（田代 利一君） ご協力ありがとうございました。臨時議長の職務を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

〔臨時議長退席〕

午前10時09分休憩

午前10時13分再開

〔議長着席〕

○議長（田代 利一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。引き続きお手元に配付しました追加の日程を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の日程表のとおり、追加日程として上程することに決定しました。

それでは、追加日程表に従い、議事を行います。

追加日程第1. 議席の指定について

○議長（田代 利一君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおりに指定します。

追加日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名について、会議規則第116条の規定により指名します。

本臨時会の会議録署名議員は、1番、槻木啓介君、2番、永椎樹一郎君を指名します。

追加日程第3. 会期の決定について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第3、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

追加日程第4. 副議長の選挙について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、選挙と指名推選の2つの方法がありますが、いかがしますか。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。議長の指名推選でお願いをしたいと思います。お取り計らいお願いをいたします。

○議長（田代 利一君） お諮りします。3番、西林尚賜君より、選挙の方法は議長による指名推選とされたいとの発言があっておりますが、ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定しました。

それでは、副議長に5番、高澤康成君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました高澤康成君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高澤康成君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました高澤康成君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

ただいま当選されました高澤康成君におかれましては、演壇にてご挨拶をお願いします。副議長、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） このたび、議会副議長という重責を拝命し、身の引き締まる思いでございます。歴史ある本議会の一員として、そして、その運営を支える立場として、改めて責任の重さを痛感しております。まずは、私にこの機会を与えてくださった議員各位に心より感謝を申し上げます。

副議長としての役割は、議長を補佐し、議会運営の円滑化に努めることにあります。しかし、それだけではなく、議会全体の調和を保ち、議員一人一人がその力を最大限に発揮できる環境を整えることも重要な使命であると考えております。多様な意見が交わされれば、だからこそ互いを尊重し、建設的な議論が生まれる土壌づくりに尽力してまいります。また、地域の課題は複雑化し、行政に求められる役割も多様化していますが、だからこそ議会が果たすべき役割は、ますます重要になっています。副議長として議会の活性化にも積極的に取り組んでまいります。議会改革や情報発信の強化、若い世代や多様な層が政治に関心を持てる環境づくりなど、未来を見据えた取組を推進していく所存です。議会がより開かれた存在となり、市民の皆様にとって身近で信頼できる場となるよう、努力を重ねてまいります。

結びに、これからの任期において、議長をはじめ、議員各位、そして村民の皆様のお力添えを賜りながら、誠心誠意職務に取り組むことをお誓い申し上げます。どうか今後ともご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

追加日程第5. 常任委員会委員の選任について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、球磨村議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に2番、永椎樹一郎君、3番、西林尚賜君、5番、高澤康成君、7番、舟戸治生君、産業厚生常任委員に1番、槻木啓介君、4番、東純一君、6番、嶽本孝司君、8番、田代利一君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名いたしました8名を選任することに決定しました。

追加日程第 6. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第 6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、球磨村議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、2 番、永椎樹一郎君、3 番、西林尚賜君、5 番、高澤康成君、7 番、舟戸治生君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名いたしました 4 名を選任することに決定しました。

ここで、協議のため、暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時23分再開

○議長（田代 利一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩前に決定されました各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長は、球磨村議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することとなっております。各常任委員会及び議会運営委員会より委員長及び副委員長の選任について報告がなされておりますので、事務局から朗読させます。事務局長、假屋昌子さん。

○事務局長（假屋 昌子君） 各常任委員会、議会運営委員会より委員長、副委員長についての報告を受けておりますので、読み上げます。

総務文教常任委員会委員長に 2 番、永椎樹一郎議員、副委員長に 3 番、西林尚賜議員。産業厚生正常任委員会委員長に 4 番、東純一議員、副委員長に 6 番、嶽本孝司議員。議会運営委員会委員長に 7 番、舟戸治生議員、副委員長に 3 番、西林尚賜議員との報告がなされております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） ただいま局長から報告のとおりです。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長は、報告のとおり選任されました。

追加日程第 7. 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第 7、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙を行います。定数は 2 名でございます。

お諮りします。選挙はどのような方法で行いますか。2 番、永椎樹一郎君。

○議員（2 番 永椎樹一郎君） 2 番です。議長の指名推選でお願いをしたいと思います。お取り

計らいよろしく願いいたします。

○議長（田代 利一君） お諮りします。2番、永椎樹一郎君より、選挙の方法は議長による指名推選とされたいとの発言があつておりますが、ほかにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定しました。

それでは、人吉球磨広域行政組合議会議員に1番、槻木啓介君及び2番、永椎樹一郎君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました槻木啓介君及び永椎樹一郎君を人吉球磨広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました槻木啓介君及び永椎樹一郎君が人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました。

人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました槻木啓介君及び永椎樹一郎君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

----- . ----- . -----

追加日程第8. 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第8、人吉下球磨消防組合議会議員の選挙を行います。定数は1名です。

お諮りします。選挙はどのような方法で行いますか。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。議長の指名推選でお願いをしたいと思います。お取り計らいお願いをいたします。

○議長（田代 利一君） お諮りします。3番、西林尚賜君より、選挙の方法は議長による指名推選とされたいとの発言があつておりますが、ほかにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定しました。

それでは、人吉下球磨消防組合議会議員に3番、西林尚賜君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました西林尚賜君を人吉下球磨消防組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました西林尚賜

君が人吉下球磨消防組合議会議員に当選されました。

人吉下球磨消防組合議会議員に当選されました西林尚賜君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加日程第9. 球磨村水防協議会委員の選出について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第9、球磨村水防協議会委員の選出を行います。

水防協議会設置条例第3条第4項の規定により、4名を選出したいと思います。

お諮りします。選出は指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、選出の方法は、指名推選で行うことで決定しました。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。

それでは、球磨村水防協議会委員に1番、槻木啓介君、2番、永椎樹一郎君、3番、西林尚賜君、4番、東純一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を球磨村水防協議会委員に選出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、球磨村水防協議会委員に1番、槻木啓介君、2番、永椎樹一郎君、3番、西林尚賜君、4番、東純一君を選出することに決定しました。

ただいま選出されました4名が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加日程第10. 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第10、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に村長、大岩禎一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました村長、大岩禎一君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました村長、大岩禎一君が当選人と決定しました。

当選されました村長、大岩禎一君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。村長、大岩禎一君、一言承諾のご意志を表示お願いします。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合の議会議員に選任いただきまして誠にありがとうございます。承諾をいたします。

追加日程第11．発議第1号 球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議について

て

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第11、発議第1号球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。球磨川改修事業等対策特別委員会の設置に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

球磨川改修事業につきましては、これまでも特別委員会が設置をされておりまして、執行部とともに事業の推進に、あるいは、地域住民との対応にと積極的に活動が続けられ、事業が着実に進展していることをご承知のとおりでございます。

現在、令和2年7月豪雨からの復旧や流域治水に係る検討がなされておりますが、まだまだ多くの諸問題を抱えております。議会におきましては、引き続き特別委員会を設置し、これからの問題に十分対応していくことが、議員として住民各位のご期待に応えるものであると思います。

このようなことから、各議員の賛同を得ましてご提案申し上げるものでございます。議員各位のご賛同をいただくことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。
審議をお願いします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。ただいま設置されました球磨川改修事業等対策特別委員会委員の選任につきましては、いかなる方法で行いますか。委員の定数は4名です。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 議長の指名でお願いをしたいと思います。お取り計らいよろしく
お願いをいたします。

○議長（田代 利一君） ただいま3番、西林尚賜君より、議長による指名とされたいとの発言があ
っておりますが、ほかにご審議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、球磨川改修事業等対策特別委員会委員に1番、槻木啓介君、2番、永椎樹一郎君、
3番、西林尚賜君、4番、東純一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を球磨川改修事業等対策特別委員会委員に選任する
ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を球磨川
改修事業等対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

追加日程第12．発議第2号 球磨村議会広報対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第12、発議第2号球磨村議会広報対策特別委員会の設
置に関する決議を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。4番、東純一君。

○議員（4番 東 純一君） 4番です。球磨村議会広報対策特別委員会の設置に関する決議に
つきまして、提案理由を申し上げます。

議会の広報活動につきましては、平成8年に特別委員会が設置され、これまで年4回のペースで議会広報紙、議会だよりが発行をされたところです。住民の議会に対する関心が高まる中、議会といたしましても、住民に開かれた議会を目指して、多くの情報を提供しながら、活力のある活動を行っていく必要があると思われます。

ここに、各議員の賛同を得まして、特別委員会設置の提案を申し上げるところでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議をお願いします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました球磨村議会広報対策特別委員会委員の選任につきましては、いかなる方法で行いますか。委員の定数は4名です。4番、東純一君。

○議員（4番 東 純一君） 議長の指名でお願いしたいと思います。お取り計らいをお願いいたします。

○議長（田代 利一君） ただいま4番、東純一君より、議長による指名とされたいとの発言があつておりますが、ほかに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、球磨村議会広報対策特別委員会委員に1番、槻木啓介君、2番、永椎樹一郎君、3番、西林尚賜君、4番、東純一君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を球磨村議会広報対策特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を球磨村議会広報対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

追加日程第13．発議第3号 球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第 13、発議第 3 号球磨村議会活性化特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。2 番、永椎樹一郎君。

○議員（2 番 永椎樹一郎君） 2 番です。球磨村議会活性化特別委員会設置に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議会は住民の代表機関、意思決定機関として行政の監視と地方公共団体の政策の決定を行う重要な役割を担っております。村民の立場に立ち、村民とともに住みよい村づくりを実現するために、我々議会議員自らが議会の活性化に取り組み、住民に開かれた議会、活発な議会活動に向けての方策を調査・検討し、社会情勢に対応しながら村民の負託に的確に応えていくことができる議会づくりを進めていかなければならないと考えております。議会におきまして、引き続き特別委員会を設置し、これからの問題に十分対応していくことが、議員として住民各位のご期待に応えるものであると思っております。

このようなことから、各議員の賛同を得ましてご提案申し上げるものでございます。議員各位のご賛同をいただくことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議をお願いします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。発議第 3 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

引き続き、球磨村議会活性化特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、球磨村議会活性化特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

追加日程第 14. 発議第 4 号 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第14、発議第4号豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年7月豪雨は、人吉球磨に甚大な被害をもたらし、本村においても多くの財産と尊い命が奪われました。豪雨災害から5年が経過した現在、村では国や県の支援を受けながら、復旧・復興が目に見える形で進んできているところであります。

今後は、球磨村の将来を見据えた創造的復興に向けた取組に、より一層注力していかなければなりません。議会におきましては、引き続き特別委員会を設置し、これからの問題に十分対応していくことが、議員として住民各位のご期待に応えるものであると思います。

このようなことから、各議員の賛同を得ましてご提案申し上げるものでございます。議員各位のご賛同いただくことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議をお願いします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告也没有しますので、これから採決します。

お諮りします。発議第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 引き続き、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

追加日程第15. 発議第5号 義務教育学校建設に関する特別委員会の設置に関する決議について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第15、発議第5号義務教育学校建設に関する特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。5番、高澤康成君。

○議員（５番 高澤 康成君） 球磨村義務教育学校建設に関する特別委員会の設置に関する決議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

球磨村義務教育学校球磨清流学園は、令和６年４月に分離型で開校をいたしました。本議会では、令和５年９月定例会において、義務教育学校の建設について、今後の進め方を注視し協議していく必要があると考え、球磨村義務教育学校建設に関する特別委員会を設置をいたしました。その後の経緯として、昨年、執行部より一勝地地域での一体型校舎を整備することが示され、検討委員会が設置されております。議会におきましては、引き続き特別委員会を設置し、一体型校舎建設に関わる様々な問題に対応していくことが肝要であり、住民各位のご期待に応えるものであると思います。

このようなことから、各議員の賛同を得ましてご提案申し上げるものでございます。議員各位のご賛同いただくことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議をお願いします。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。発議第５号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 引き続き、義務教育学校建設に関する特別委員会委員の選任を行います。

特別委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、義務教育学校建設に関する特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任のことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時53分再開

○議長（田代 利一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど設置されました各特別委員会から、委員長及び副委員長の選任について報告がなされておりますので、事務局から朗読させます。議会事務局長、假屋昌子さん。

○事務局長（假屋 昌子君） 各特別委員会より報告を受けておりますので、朗読をいたします。

球磨川改修事業等対策特別委員会委員長に3番、西林尚賜議員、副委員長に2番、永椎樹一郎議員、球磨村議会広報対策特別委員会委員長に4番、東純一議員、副委員長に1番、槻木啓介議員、議会活性化特別委員会委員長に2番、永椎樹一郎議員、副委員長に4番、東純一議員、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会委員長に5番、高澤康成議員、副委員長に7番、舟戸治生議員、義務教育学校建設に関する特別委員会委員長に5番、高澤康成議員、副委員長に2番、永椎樹一郎議員との報告がなされております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 各特別委員会の委員長及び副委員長はただいまの報告のとおり決定されました。

本会議の途中ですが、ここで議会運営委員会、全員協議会のため、休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前10時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（田代 利一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程第16．同意第1号 球磨村監査委員の選任同意について

○議長（田代 利一君） 追加日程第16、同意第1号球磨村監査委員の選任同意についてを上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程されました同意第1号球磨村監査委員の選任同意について、提案理由をご説明申し上げます。

本村の監査委員につきましては、地方自治法第195条の規定に基づく球磨村監査委員に関する条例により、議員のうちから選任する監査委員の数を1名としております。これまで執務いただいていた板崎壽一委員の任期が、令和7年12月の議会解散の日をもって終了したことにより、議員のうちから選任されます監査委員が欠員となりましたので、新たに永椎樹一郎議員を本村の監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

永椎議員につきましては、議会議員2期目としてご活躍いただいております、人格、識見ともに優れた方であることは皆様よくご理解いただいているところでございます。ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 審議を行います前に、本件について2番、永椎樹一郎君の一身上に關す

る事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって永椎樹一郎君の退場を求めます。

〔2番 永椎樹一郎君 退場〕

○議長（田代 利一君） それでは、本案件の審議を行います。ご審議願います。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。ただいま村長から監査委員の選出同意が出されたわけですが、村長の説明のとおり、永椎樹一郎議員は皆様方ご承知のように人格、識見、申し分のない方でございますので、ご同意をいただきますようお願い計らいをよろしくお願いを申し上げたいと思います。全会一致でご同意をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） ただいま3番、西林尚賜君より同意の意見があっており、ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

永椎樹一郎君の入場を許します。

〔2番 永椎樹一郎君 入場〕

○議長（田代 利一君） 2番、永椎樹一郎君に申し上げます。ただいま、監査委員に全会一致で選任同意されましたので、よろしくお願いいたします。

追加日程第17. 承認第1号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第17、承認第1号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）を上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 承認第1号専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

今回、専決処分を行いました令和7年度球磨村一般会計補正予算につきましては、村長の辞職並びに村議会の解散に伴う選挙関係事務費の補正でございます。歳出につきましては、村長選挙費、村議会議員選挙費を増額して補正しております。歳入につきましては、繰越金を増額してお

ります。

このようなことから、1,734万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億9,228万1千円として、12月18日に専決処分をいたしました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

承認第1号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）を議題とします。ご審議願います。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。総務課長伺いしとき、ということでございますけども、本当に同日選挙ということで、これまでないようなご苦勞もあったんだろうと、手続等もあったんだろうと思います。

今回それに伴う補正予算ということでございますが、同日選挙をした場合としなかった場合、別にあった場合、経費的に幾らぐらいの削減になるのか分かれば。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 村長選と、それから村議会一般選挙、今回同日選挙ということで執行させていただいたわけでございますが、これまでのそういった同日選挙という経験は私自身ございません。

しかしながら、同日選挙ということで削減できた経費につきましては、例えばポスター掲示板、それぞれポスター掲示板的設置工事を行ってまいります、それが同日に選挙があったということで、村長選挙、村議員選挙、一緒にこう掲示ができたというところは、ひとつ削減になったのかなというふうに思いますし、これらのそれだけの人件費、時間外勤務手当等々、それから立会人等の報酬等もございますので、その辺が削減できたんじゃないかなというふうに考えています。

詳しいことはご説明できませんが、今回同日選挙ということでかなりの経費が削減できたというのは、担当の方から聞いています。

○議長（田代 利一君） 2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。課長が言われるように、ポスター掲示板は村長選挙のポスター掲示板、それと議会が別々、同じ箇所ですけれども、それぞれ手間といいますか、材料費等々是一緒だろうと思うんです。ただ、一緒につける経費というのは、若干事業者にお支払いされるのはちょっと削減になったんだろうと思うんですけど。なぜ聞くかという、私は非常に職員さんの負担が、やはり今回この同日選挙になった場合、経費はもちろんあるでしょうから、事務用品だったり、いろんな公費負担部分については、村長選挙も、議会それぞれ公費負担分を支払うということでございますので、そんなに変わらないだろうと思うんですけども、職員さんの削減といいますか、いろいろ経費が、職員さんに対する人件費等々があると思うんですが、職

員さんの負担が、私はそれ以上にちょっとあったのかなと考えたものですから。今までないことでございましたので、選挙事務をされる選挙委員会の職員の皆様が全て出られてされますので、そんなに経費はと思ったんですけど、負担がどうだったのかということを、ちょっとだけお話をしたところでございますので、結構でございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっております。

ほかに質疑など通告ありませんので、これから採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第18．承認第2号 専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）

○議長（田代 利一君） 次に、日程第18、承認第2号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）を上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 承認第2号専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

今回、専決処分を行いました令和7年度球磨村一般会計補正予算につきましては、衆議院の解散に伴う選挙関係事務費の補正でございます。

歳出につきましては、衆議院議員選挙費を増額して補正しております。歳入につきましては、次期繰越金を増額しております。このようなことから、660万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ58億9,889万円として、1月16日に専決処分を行いました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

承認第2号専決処分の報告及び承認について（令和7年度球磨村一般会計補正予算）を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありません。

るので、これから採決します。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第19. 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第19、報告第1号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を上程します。

案件について、提出者の報告を求めます。村長、大岩提一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました報告第1号専決処分の報告について、ご報告申し上げます。

令和7年6月14日午後6時頃、伊高瀬地区内にある村管理の用水路で発生した倒木による車庫・車両損害賠償事故に関する和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分事項でございます。

本件は、伊高瀬地区内に流れる用水路敷地内において、木の腐食により倒木が起こり、伊高勝氏所有の車庫に倒れ込み、車庫と車庫内に止めていた車両に損害を与えた事故でございます。

この件につきましては、村の過失割合が100%として決定され、被害者の伊高氏に倒木処理、車庫・車両損害賠償金として、66万3,941円を支払うことによる示談が成立いたしました。これを受け、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償額を決定し和解する専決処分を、令和8年1月19日に行ったところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（田代 利一君） 報告は終わりましたので、本案件について質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第1号の報告を終わります。

追加日程第20. 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（球磨村グラウンド仮設団地改修工事（4列目））

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第20、議案第1号工事請負変更契約の締結について（球磨村グラウンド仮設団地改修工事（4列目））を上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第1号工事請負変更契約の締結について、提案

理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和7年第4回球磨村議会定例会において議決いただきました、球磨村グラウンド仮設団地改修工事、グラウンドは4列目において、契約金額を1,145万6,148円を増額し、6,902万248円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、当該工事における内装工事の内容の変更及び地盤改良工事の追加実施などにより増額となるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

議案第1号工事請負変更契約の締結について（球磨村グラウンド仮設団地改修工事（4列目））を議題とします。

ご審議願います。3番、西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。午前中の全協の折に、総務課長にも説明をいただきましたけれども、今回この16号棟の改修の際に地盤沈下が発生をし、内装工事をするということで、必要な金額を変更というふうになろうかと思えますけれども。この16号棟、40ミリほど地盤沈下をしたということなんですけれども、この周囲、例えば17号棟、18号棟、あるいはその前の13号棟なのかな、その辺の影響というか、原因究明をしながらということなんですけれども、その辺の影響というのはどのように考えておられるのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 3列目も、もう改修が終わっているんでございますけれども、それらの改修していただいた業者等々に確認していただいて、今のところそういったおそれはないというふうに聞いております。

今回は4列目の16号棟の一部が実際目視で確認しているというところで、緊急的に工事を遂行するものでございます。今後3列目等々といった状況が出てきた場合には速やかに工事を行って、入居者の安心安全、そちらのほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 影響は少ないだろうというところだろうと思えますけれども、やっぱり原因究明という部分は、非常に大事な部分でありまして、今回施工というか補修をやりながらやっていくということですので、その辺はしっかりと、原因究明をしていただいた上で対処していただければと思います。

影響ないということで、この17号棟、18号棟、4月から供用開始ということと、16号棟が8月でしたっけ、8月ですね、ということになっておりますので、その辺はしっかりとやっていただきたいんですけども。もう一点お聞きをしたいと思いますが、この17号棟、18号棟、4月から供用開始ということですが、需要、村営住宅に、需要という部分をちょっと教えていただきたいと思います。

今後、5列目まで多分、改修の予定だと思いますけども、その辺を踏まえて今後の需要がどのようにあるのか、その辺を、はっきりと分からないと思いますが、教えていただければと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） この村営住宅に関しましては管財係で管理を担当しておりますが、担当の方に、その入居待ちということで、二、三件問合せがあっているというふうに聞いてございます。

それから、千寿園のほうも、今年度内に新しく職員さんが採用されるということで、空きがないだろうかということで、ご相談があっておりますので、この分には間違いなく埋まるんじゃないかなというふうに考えています。

しかしながら、こちら公募をかけますので、そういったいろんなこちらのほうの条件が整い次第、早めに公募をかけていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 需要があるのであれば、それに対応して、そういう住宅を増やしていただければと思います。

そして、やっぱり仮設住宅という部分が残っているんだと思うんです。この辺もしっかりと今後計画を立てていただいて、移設をするのか、また改修をするのか、そういったところもしっかりと計画を立てていただいて、住宅の整備に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番、舟戸です。西林議員の関連ということでお聞きしたいと思いますが、私はもう運動公園の村営住宅に入居をしていますけれども、40ミリの地盤沈下が見られたということでもありますけれども、あそこの地盤とか、あそこの配管工事がなされていたわけですが、そのときに掘削をされたんですけれども、そういう状況を見たときに、そういう地盤沈下が起きるような地盤じゃないかと、私はずっと思っているわけです。掘るのに相

当苦勞されて掘ったわけです。毎日行って見とったんですけども、そういう中で地盤沈下、当初から起きていたのかなと。

40ミリぐらいなら施工業者がちょっと間違っただけでレベルを出してしまえばそういう結果になるわけです。果たして本当に地盤沈下なのか。あそこ自体が運動場だったんですから、相当硬い地盤なんです。そういう運動場に使用されていて、また掘削されたところを見て、地盤が沈下するような地盤じゃないかと、私はそう思います。

当局も建築関係の仕事をしていますので、そういった感じを受けたわけでありますけれども、そういった確認といいますか、されているのか、そして今後下がるのであれば、そこだけ下がるというのはちょっと不思議だろうかと、当局は思うんですけども、そういった確認、先々考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 確認につきましては、施工業者とともに担当のほうで確認しております。写真も撮っております。その後に、何であのところで、私も直接現場に行つて確認をさせていただいております。間違いなく地盤沈下というのは、陥没がっております。それから、周りに住宅等がございますので、先ほど答弁しましたように、今後は管財係の方で確認しながら、沈下はないか、あった場合にはすぐ対応できるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、全協資料でのご説明の資料等間違いがございます。約40ミリと書いてありますが、40センチの間違いでございます。この場を借りまして訂正をさせていただければと思います。すみません。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 補足でありますけども、40センチっていったら、短いほうで40センチっていったらもう完全に見えるわけです。本当に確認されているんですか。

壁は張っていない物件だろうと思いますんで、何かあったとったなという感じは持っていたわけです。本当に40センチついているんですか。確認済みということでもいいんですけども、今後そういったところに村営住宅を継続して利用していくということちょっと心配をするわけです。

やはり本当に地盤がそういう沈下をする地盤かなと、その点日頃思っているんですけども、いいとして今後気をつけてやっていただければと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。以前の仮設のときにも、ある方のところだけ、やっぱりそうやって陥没ついていますか、そういうのがあったんです。なかなか今原因が分からないと

いうことであれば、今やっぱりそこは飛ばしてといいますか、ほかにあるんですから、そこにわざわざ、またその地盤改良をしてするんじゃないくて、平地にしておいて、次の段階でというようなお考えがなかったのかどうか。やっぱりしっかりと16、17、18列にしていかなければいけなかったのかというのが、ちょっと疑問なんです。そこはたしか、以前もそこだけ地盤沈下といいますか、空洞、穴が掘れているような状況があったんです1か所。そこじゃないかなと、私も総務課におりましたときに思いました。

そこはそういう状況だったんで、そこは外しておいて、ほかのところに改修工事をするとか、そういうお考えがなかったのかどうか、関連になり、今、舟戸議員と関連になりますけれども、そういうお考えがなかったのかなとちょっと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） その辺も検討させていただきました。

実は、18号から16号棟、完成しておりますが、内装等の改修も進んでおられるので、この際地盤改良して、安全にしてということで、今回のご提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分りました。それはそれとして、村長に、要望をお願いをしたい。

以前、あそこにいっぱいあったの仮設住宅でございましたものですから、入り口の上がりのところであるとか、村長も見ればお分かりになると思いますけれども、ずっと洗濯物を干すところにもプライバシーをするような、ありますよね、ボードが。そういうのが全然ないからということで、やはり入居者の方を思うのであれば、そういうのも別個に、あれは別個にするのかどうか分かりませんが、村営住宅になりましたので、そうやってプライバシーを保護する観点から入居者もどんどんよそから来ていただくこと、千寿園に入られる方が若い女性だったりとか、やっぱりいろいろと安全上といいいますか、そういうのもございますので。ぜひ、前のときにも一般質問したことがあるんですけど、上がり段であるとか、階段であるとか、裏のほうにも洗濯物といいいますか、干しがあるんですけども、それをプライバシーをするというのも、ぜひここ、この改修工事は分かりますけれども、そういう検討といいいますか、やっぱり来ていただくためにはそういうのもやっぱり配慮も必要だろうと思いますけれども、要望でございますので、総務課長と協議されてということでお願いしたいと思いますが、そういうことでお願いします。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今、永椎議員のご指摘のとおり、プライバシーの保護というものは大切だと思っております。今後も村営住宅として充実させていくとき、エバーフィールドに限らず村

内工務店なり託する場合でも、そういったところも配慮しながら整備進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 永椎議員の関連ですけれども、本当に仮設住宅を村営住宅に改修されるということですが、やはり私も錦の仮設住宅に入居しておりまして、たまに行ってみるんですが、すばらしい町営住宅が出来上がっているわけです。それとプライバシー関係も完全に出来上がっている。やはりいいところはまねしていいんじゃないかなと思っています。

私も村営住宅に入居しているんですけども、こういった体験してますんで、木造でもほんとかけそうなんです。そういった状況でもう用心しながら使用している感じなんです。

そういったことで、私はどこに乗ったら大丈夫というのを見ておりますんでいいんですけども、そういったプライバシー関係を検討されるのであれば、錦町の町営住宅を一回見ていただいて、やはりいいところはまねをする。玄関周りもスロープ等もコンクリートですてありますし、そういったことが必要ではないかなと思っておりますんで、いたらんことかもしれんですけども、参考になればと思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第21．議案第2号 工事請負変更契約の締結について（ジビエ解体処理加工施設新築工事）

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第21、議案第2号工事請負変更契約の締結について（ジビエ解体処理加工施設新築工事）を上程します。

この案件について、提案理由の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第2号工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和7年第6回球磨村議会臨時会において議決いただきました、ジビエ解体処理加

工施設新築工事につきまして、契約金額を８７１万８，５８５円増額し、１億６，０９５万８，５８５円に変更いたしたく、地方自治法第９６条第１項第５号及び球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、剥皮施設及び内蔵摘出・枝肉洗浄室における扉の寸法変更やホイストクレーンの追加などにより、合算の結果、増額となるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

議案第２号工事請負変更契約の締結について（ジビエ解体処理加工施設新築工事）を議題とします。

ご審議願います。３番、西林尚賜君。

○議員（３番 西林 尚賜君） ３番です。全協でお聞きをしましたが、今の進捗状況、あるいは今後のスケジュール等についてお聞きをしましたが、今回、変更契約ということで、より使い勝手に配慮した中での変更だと思っておりますけれども、本年度の当初予算、１億９０万円程度の予算だったと思います。

そして、６月の定例会、ここで設計変更ということで８，５００万円ほど増額という形になって、今回の変更で１億６，０００万円という形になっておりますけれども、それぞれの予算を執行していく中で、今回、残り残額で周囲の道路整備、舗装等をやるということだと思いますけれども、今回、当初予算を組まれて、設計変更で増額をして、最終的にこの金額になったことについて、産業振興課長として所管、その辺どういうふうに使われているのかお聞きをしたいです。

○議長（田代 利一君） 産業振興課長、淋辰生君。

○産業振興課長（淋 辰生君） お答えいたします。

今、西林議員が言われましたとおり、令和７年度当初予算として約１億円の予算を計上させていただいております。この約１億円という工事費でございますけれども、令和７年度当初予算の予算編成の時期が、どうしてもその前の令和６年度の１２月、それから令和７年度に入ってから１月という、設計を行っている段階で、その金額として、担当課としては要求しなきゃいけないということがございました。

なので、なかなか詳細について詰めていける段階ではなかったというところで、そこはこちらのもちろん詰めが甘いと感じたところでございます。

その間も設計のほうを詳細詰めさせていただきまして、機密性とか断熱性、それから防虫、そういったことを配慮した施設を造らなきゃいけないということが分かりまして、第４回の定例会の中で、補正予算を組ませていただいたという形になります。

結果、先ほどの全員協議会の中でも、変更の内容についてご説明させていただきましたけれども、予算の範囲内というか、設けていただいた範囲では工事のほうを進めることが可能というふうに思っております。

先ほどお話しがありますように、施設の周囲が砂利のままでなっておりますので、その周囲につきましては工事の効果を果たせるように、舗装なんかを計画させていただければ、そういうこともさせていただければと思っております。

なかなか特殊な工事がありましたので、詳細を詰めていかないとなかなか分からないところがたくさんございましたので、そこは反省かなと思ったところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 責めるわけじゃありませんけども、言われたとおり、特殊な工事、初めてやるような工事ということで、ご苦労されたんだと思いますけども、何が言いたいのかというのは、ちょっと言われましたけれども、当初予算に、今まさにやられておられますけども、やっぱりしっかりとした計画、金額等を含めて上げるべきものだと思います。

設計をやった上で金額をというところで、なかなか設計がうまくできていないというところで上がっていないという、要は、理解はしますけども、やっぱり今回、6月定例会ですか、ここで8,500万円ほど増額という形になっておりますんで、より詰めた上で、当初予算あたりは計上していただきたい。これは産業振興課だけじゃなくて、ほかの課の皆さんもそうですけども、やっぱり当初予算から大きく外れないような形でできれば計上して、しっかりと検討していただきたいと思いますので、その辺はどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。せっかく今ありましたように、1億6,000万円のお金を使って加工するというような施設を、今度立派な施設を造られると思いますけれども、先ほど全員協議会でもありましたけども、やはりあそこがジビエの里として、球磨村のジビエの里として、これからそうやってほかのところからの周知をされたり、販路もあるでしょう、特産品の加工をすることもあるでしょう。

そうやってそのできた施設をどう今後利活用しながら、球磨村のジビエの里はあそこだというように、やっぱりしていかなきゃいけないんだろうと思います。この多額の予算を付けていく。あそこに、村長もご存じだと思いますけども、あそこ球磨中の宿舎でございましたので、あれを、あそこの横にできたんですが、あれもあのままにしとけば、やはりよそから来られたジビエの里、ジビエを売るにしても、これを広めていく上で、どうしてもやっぱりあれは、私は阻害ができて

いくんだらうと思います。

特に、維持費、文書管理センターという、今しておりますけども、一部は加工所、一部が文書管理センターということでしておりますけども、もうあそこも、球磨中の寄宿舍自体も、残しておくとまたいろんな経費も、また雨漏りしたりとかありますので、やっぱりあのところも解体といたしますか、そういう方向性を持って、あそこにできた新しいジビエの里の加工場の前の広場の中に、そういう特産品を加工するとか、よそから来て見学をしていただくとか、分かりませんが、なかなかそのジビエの里ということ売り出すためには、そういう考えも必要だろうと、私は思うんですけども、村長考え、ちょっと今の段階で結構でございます。村長のこれからのビジョンの中でも、そういうのがあればなと私思うんです、今、ご質問しているんですけど、村長、今考えられるだけでも、考えで結構でございます、何かご答弁いただければと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 本村においては令和2年7月豪雨災害以来、あそこら深刻になりまして、東北地方と同じように獣害、イノシシと鹿と、物すごく生活圏の中に入ってきて、農業被害とか、あるいは林業被害とか、非常に多くなっております。

この厄介な獣害ですけども、私はこの獣害をこの村の大切な資源にしたいというふうに考えております。一応捕獲、捕獲についても奨励して、ここは今500頭ほどの搬入ですけれども、1,100頭か1,200頭まで今回の施設の中で対応が可能であるということで、ここの加工、都市部においては、この資源、体を鍛える人、脂肪がない赤肉として非常に人気若者にもございます。

水俣でもつい最近、テレビで特集、先週あっておりましたけど、ネット販売でやっているということで、ぜひこちらのジビエ、そういったような特産品にしていきたいと。またあるいはふるさと納税の返礼品、そういったものを加工するように、ジビエの里協議会のほうにも、今後、令和8年度、働きかけながら新しい商品、やはり今ブロック肉のままでは、誰もそんな都市部の方は調理しません、頂きません。やはりスライスしたり、あるいは何かやるような、それでまた、永椎議員おっしゃったような、私はカキ小屋じゃないけども、ジビエ小屋とか、人が村の特産品をそこで堪能できるような、そういった施設も村の中に、やっぱり農産物の振興、農業振興という観点からもいいんじゃないかなというようなことも思っております。

これはまた職員さんと今、打合せをしている段階ですので、また皆さん方、村民の方とか、関係者の皆様とか、議員の方のご意見を伺いながら、そういうことも積極的にやっていきたいと思っています。

また、寄宿舍の問題は、これはこれでどのようにするかということについても、今後、私達も提案がありましたので、私の中には、その解体というのはありませんでしたけども、一応今後

のことを考えますと、どうするかというのはまた検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） ありがとうございます。解体のほうは、私から思えばあそこに来きましたので、しっかりとその前に加工場です、特産品を加工する、製品をつくる場所であるとか、そういうのが活用できないかということで、1つの案として、今後検討いただければと思いますけども、村長、私は、このジビエというのはビッグビジネスになり得る可能性があると思うんです。

これはやっぱり球磨村としては取り組まなくてはいけない重要な、私は本当にビッグビジネスになるチャンスだと思いますので、ぜひお願いをして、ジビエの里活用、運営が、委託といいですか、事務局が産業振興課になるんでしょうけども、行く行くはジビエの里っていうような一つの中で、その中で売上げをどんどんやっていただく。そういうふるさと納税とか、何かいろんなところでもどんどん活動してほしいかなというような、やはりビッグビジネスになりますので、ご検討もいただいて、あの周辺をどう活用していくのかということで、していただければと思いますので、今後ぜひよろしくお願いをしたいなと思います。

ぜひ、一緒になって職員とともによろしくお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番、舟戸です。今、永椎議員がおっしゃったみたいな感じになりますけども、本当にジビエ解体処理場ですけども、3名の方が同時に作業できるような立派な処理場ですけども、今肉だけだと、話出ておりますけども、やはり皮とか、角とか、本当によそを見てみれば、角でキジ馬をつくったり、よそは抜け目がないんです。やはり金に変えるというか、3名の方が鹿が入ってこないときには遊ばないでしょうがないわけです。その中で、そういったときに遊ばないようにしてやることもやはり行政の務めかなと思うんです。そういった皮とか角を加工して特産品をつくるとか、そういったことも必要じゃないかなと思うんです。

いつも議会等でもジビエ問題ずっと検討はされてきたんです、でもいい結果が出ていない。そういう状況の中で、こういった処理場が出来上がっているわけですから、また保健所の許可等も多分取れているんだろうなと思います。

そういったことで、手薄になったときには、よその加工とか、ゼンカイミートの下請けみたいな感じでも、いい職人さんが育てばできるんじゃないかなと、そういった考えを持つわけでありますけども、意見として捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしの発言があつております。ほかに質疑などの通告也没有ありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第22. 議案第3号 分収造林契約の変更について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第22、議案第3号分収造林契約の変更についてを議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第3号分収造林契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、昭和54年第7回球磨村議会定例会において議決いただきました、森林開発公団、改め、国立研究開発法人森林研究・整備機構との線香山団地における分収造林契約につきまして、存続期間を「満55年」から「満150年」に変更したく議会の議決を求めるものでございます。

変更を行います理由といたしましては、国での施策方針である森林林業基本計画において、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、複層林の推進と長伐期施業への見直しが行われたことによるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。ご審議願います。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 2番です。これはもう村長が一番お詳しいと思いますけれども、村長、55年というのは、こう植えて、もう切ったらそれで終わりだったんですね。

今回は150年ということは、切りました、植林して、今度はまたここ違うところにこの段階段階でして、45年、90年でして、またするため150年にされるということなんです、このまた育成複層林で、今度はモザイク型でせなんですけれども、帯状にこうしてするやつもございすね、どこかの団地でも多分してある。これのこのここはモザイクといいますか、そういうところはいい。これはそう言っても帯状といいますか、こうするのがいいという複層林があると思いますけれども、条件によってやっぱりこれは変わってくるのかどうかを教えてくださいなと思います。

この場合は、やっぱりモザイク状でこうしてしていったほうがいいとか、竹山とかなんとかでし
なんですけども、そういうのでまた日当たりでこう、なぜそこからするのかという、単層的に
切って、そこに日がどんどん浴びてするためにこうしていくのが、この育成複層林のこの考えだ
ったら持続可能に移行していくんだらうと思いますので、この帯状にこうするところもあると思
うんですけども、そのこのところの違いというのをちょっと教えていただければなと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 以前ですね、もう四、五十年前から、公益的機能の発揮ということで、
それと資源のまた再生という意味で、昔は複層林、上の木が育って、大きい木が育ったら、上を
すいて下に木を植えるというのがもともと複層林でした。これは生林しない。ほぼもう生林しな
い。林業技術的にも難しいということになりました。

その後、列状に、5列残して5列切ってという繰り返しになりました。でもこれは、これもま
たこれは林業上の問題でしょうけれども、その問題は、列状にした場合には周辺部の木は反れる
というようなことがあって、そういう木に丸太がそのまま真っすぐ育たないというようなそうい
うものはございました。

それとまた、今回の分収契約の件、私も今回この森林整備センターのですね、今回の計画が一
番いいんだらうと思うんですけど、モザイク状に切ることで、森林施業もある程度収益を得な
がら、あと大規模な皆伐、球磨村でも今回大分大規模な皆伐、100ヘクタール、150ヘク
タールまとまった面積がありますけれども、区域を限ってモザイク状に切っていくことで、林地
の荒廃、災害の防止等そういったものの役に立つというふうなことで、それと林業経営上も
45年置きに収穫して、また資源を再生していくと、切ったところはまた植え込んでいくという
ことで、年数は150年ありますけど、150年生の山になるというわけじゃないんで、そうい
った契約をしてですね。

それとまた、この分収割合もですね、私、林業公社というところの県が行っております事務局
長もしておりましたけれども、6対4、土地の持ち主は4割しかもらえないんですけど、今はも
う村との契約も8対2に多分変更して、契約変更しているのが2しか村に残らないんですけど、
表の分収割合を見ましたけれども、ああいう適切な森林管理と併せて分収割合も5割、村がもら
えると。こういう契約はないなというふうに思いましたので、ぜひこういった山は、環境林と経
済林が両立するような形で進めていけたらいいなと、私は今回の予算を見て思いました。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 村長がちょっと途中で言われましたけれども、村有林がですね、
村有林。これは分収林ですので県のほうがこうやって、今、持続可能にされるということです。
村有林もそういうことが可能なのかと私はちょっと思ったもんですから、まずその前段としてお

話をさせていただきました。

今、村長は途中で、ちょっと村有林あたりもそういうことをしていけば、持続可能になっていくようなお話でしたので、ぜひそういう、村長、非常に詳しくございますので、やっぱり私も球磨村は森林の村とっておりますので、ぜひそういうところの職員の皆さん方にお知恵をどうぞ貸していただいて、やっぱり持続可能にこの球磨村の森林が、もう健全な森林が荒廃をしないように、本当に残っていくというのが、私はもう理想とするこの球磨村の村づくり。また村有林にとっては、村の一番大切な財産でございますので、そういう中でもぜひお知恵を、職員の皆さん方にもいろいろお知恵を出していただきながら、いい環境にしていいただければなと思っているところで、ちょっと質問をする前の前段としてということでございましたので、お願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番、舟戸です。森林組合さんあたりは、恵まれた環境にあるんではなかろうかなと思っているんですね。村長選挙、村の個人林業事業者の方々も多分支持をされたと思います。

そういった中で、やはり村内の個人事業者の育成も考えていただきたいなと思うわけで、やはり個人でも、今、機械を導入されて頑張っておられますので、特殊機械ですので故障したときには200万円とか払っているわけですね。何しよるか分からんとかそういった話をされますので、そういった補助金等の検討もしていただきたいなと。やはり大きいところは、それなりに国とか県とかの対応が出来上がっているんだらうと思いますので、やはり手の届かない個人事業者に対するそういった補助も考えていただければと思います。

結局は、もう森林組合さんも忙しくなれば、そういう個人事業者に下請に出すことが一番こう何といえますか、利益を上げる近道じゃないかなと。出したりせんでも、赤字にはなりませんから。そういったことも考えて機械導入等の補助金等も検討していただければと思います。すみません、ちょっと道が外れた質問ですけど、どうかよろしく願いいたします。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今のお話についてですけれども、一応森林環境税が、今8,000万円近くこの村には来ております。他の町村よりは恵まれております。ぜひそういったものを活用して、先ほどの獣害対策にも活用いたしますけれども、その森林整備とか林業関係に携わる方々、そういった方達については、そういった財源を利用してそういった支援をしていきたいというふうに思っております。

この後も、そういった林業関係も商工関係ですね、農林業関係。併せてこの林業関係の方にも

ですね。やっぱり今後ですけど、スタートアップと。やはり今、作業範囲として働いている方が、若者がグループを作って、新たに事業体をつくって新たに起業をしようとしています。そういった方々については、もう積極的に県のほうも予算を林業関係独自で予算を立てておりますので、そういった予算についてもご紹介しながら、後は村のほうでもそれを補いながらやっていければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

追加日程第23．議案第4号 球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第23、議案第4号球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第4号球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、県内民間企業の給与等の状況調査・分析し、行われました熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職の月例給を平均1万2千円程度引き上げ、期末勤勉手当での年間支給率についても、年間0.05月分引き上げる改正等を行うものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

議案第4号球磨村一般職の職員の給与に関する条例及び球磨村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。2番、永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） この条例が通って、後で補正予算にも上がってくると思いますけれども、本当に大体は１２月の２４、２５日ぐらいに人事院勧告からありまして、臨時会を開いて、その中で皆さん方に年末調整といいますか、その調整をして、ボーナスあたり等々についてもそこですということでしたけれども、ご承知のとおり１２月に村長も不在になりました。議会も自主解散ということで政治空白をつくってしまいましたので、本当に職員の皆さん方には、早くこのお金も欲しかったんだろうと思います。ご家族がおられる中、本当にご苦勞をされたんだろうと思いますけれども、今日可決をされれば、臨時ボーナスが入ったということで、ぜひご家族に、ご家庭サービスをしていただければなと思っています。本当におわびを申し上げたいということで、私ここに、今、発言をさせていただいております。

やはり職員の皆さん達は一生懸命頑張っておられるのにこういうのが、要するに職員さんは、さっき言いましたように１２月中には可決をされ、１月早々には支払いができたんだろうと思いますけれども、この期間、この職員の皆さん方には、今日可決ができて、今日お支払いができるということで、大変ご迷惑をおかけをしたということで、ここに陳謝をしておるところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっております。ほかに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第４号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

追加日程第２４．議案第５号 令和７年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（田代 利一君） 次に、追加日程第２４、議案第５号令和７年度球磨村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 上程いただきました議案第５号令和７年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、各費目の人件費について、県人事委員会勧告に基づく月例給与及び期末勤勉手当の年間支給率の引上げに伴い、関係経費を増額しております。

予算書 11 ページの物価高騰対応重点支援地方創生事業費では、国の重点支援地方交付金を活用した施策についての補正を行っております。

主なものを申し上げますと、まず、くらし応援商品券・燃料商品券事業では、1 人当たり 1 万 2 千円分の商品券を配布することで、物価高騰の影響を受けた村民や事業者に対して支援を行います。

また、軽減税率対象外の重油について、購入費の一部を補助するとともに、LP ガス使用者世帯への追加支援を行い、料金の負担軽減を図ってまいります。

さらに、物価高騰の影響を受ける世帯の住宅リフォームに係る費用を一部補助することで、安心して安心な住宅環境の確保を後押ししてまいります。

そのほか、観光施設、商工業者、農業者、酒造業者等に対しましても、めりはりをつけた支援を行うこととしております。

予算書 12 ページの老人福祉費では、県補助金を活用して、岡地区公民館のバリアフリー化に係る改修を補助し、地域での介護予防に取り組んでいただきます。

次に、物価高騰対応子育て応援手当給付費では、国の補助金を活用して、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、児童手当支給対象児童を扶養する世帯に対し、児童 1 人当たり 2 万円の給付を行います。

歳入につきましては、国・県支出金を事業費に併せて補正するとともに、普通交付税、繰越金を追加しております。

このようなことから、1 億 4,678 万 1 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 60 億 4,567 万 1 千円とする予算を編成したところでございます。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生事業費では、年度内での執行が完了できないものが見込まれておりますので、第 2 表で繰越明許費としてご提案申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田代 利一君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議願います。3 番、西林尚賜君。

○議員（3 番 西林 尚賜君） 3 番です。物価高騰のことを聞きたいんですけども、その前にちょっと 1 点だけお聞きをしたいと思います。

予算書の 10 ページの企画費、移住コーディネーターの報酬ということで 13 万円ほど計上してありますけれども、給与の引上げ等々なのかなというふうに思っておりますけれども、この 13 万円、こういったことなんでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 移住コーディネーターの報酬につきましては、先ほども西林議

員がおっしゃるとおり、今回、人事院勧告の中で上がった分について差額が割り振っていただいておりますけれども、ちょっとすみません。資料、詳細のこの13万円につきましては、私どもで手持ちで積算を持っておりませんでしたので、13万円ということでお聞きしておるところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 給与の引上げだろうなというふうに思っていましたので、詳細は要らないんですけれども、この移住コーディネーター、今年度から配置をされて、約10か月ほど経過した中で、この移住コーディネーター、どんなことをやられていたのかという部分が、私達ちょっとよく見えておりません。

当然、球磨村は人口減少がある中で、移住者という部分は、物すごくやっぱりこう期待をする部分であって、そういった対策の中でこのコーディネーターを配置をされたんだと思いますけれども、この10か月の業務内容と効果、実績等が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 細かい資料につきましては、ちょっとここでは持ち合わせておりませんけれども、大体こうざっと今までの流れをご紹介しますと、お一人は移住コーディネーターということで、今回7年度に来ていただいておりますけれども、やはり先ほどからございますように、人口減少対策ということについては、移住というのも大変こう重要なところになってきますので、もちろん今、村内の中にも空き家というものがございまして、これを活用しながら移住者に紹介しているということで、今、そのつなぎ役をしていただいております。

もちろん空き家調査も1度はやっておるんですけれども、やはり年数がたちますと、その現況も確認しなければなりませんので、現況調査。それから問合せもですね、ここを借りたいんだけどという電話も月1回、2回ぐらいはここにありますので、そこの紹介をしながら、またそういう物件を見たいという方については、そこまで行っていただいて、そういう紹介をしているところでございます。

また、新たに空き家が発生しまして、そういう空き家バンクに登録したいんだけどというところがありましたら、そこの調整をしながら登記等を進めまして、実際にこう空き家バンクに上げていくということで、今年度は1軒空き家が、空き家バンクに登録ができたということ。そうですね、賃貸で1軒、その契約ができたというところがございますので、急にはこう増えてはいかないけれども、やっぱり少しずつこう地道に移住について取り組んでいかなければならないと思っていますし、今後においては、やはりその移住という情報だけではなくて移住と職業というところを併せて、球磨村にはこういう職業があって、こういう子育て世帯があるというところまで

こう情報を発信しながら、移住にこう球磨村に興味を持っていただくような方が出ればということで、今、来年度に向けて考えているところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 言われたとおり人口減少対策には、やっぱりこういう方が絶対に必要なんだと思うわけですよ。よその町村あたりのことを見ると、先ほど言われたように、企業の情報あたりを積極的にやり取りをされた上で、空き家だとかそういったところも踏まえて活動をされているというところになっているんですけれども、やっぱりこの球磨村もそういったところも含めて、1人でも多くの方が球磨村を選んでいただけるようにやっていただきたいと思っておりますので、よその市町村あたりを見ると1年から3年ぐらいの配置になっていますけれども、やっぱりこれは継続して雇用するというか、そういったところを考えていただいて、積極的にこの移住コーディネーターを使っていていただければと思います。

村長、どうですか、この移住コーディネーター。まだ村長になられて日も浅い中で、どういうふうなお考えを持たれているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 私は、今のこの球磨村の少子化、まずにぎわいが一番だと思っております。ここに住んでいただくということで、一つは今の空き家バンクの話もありましたけれども、今回職員の方とお話をしているとですね、移住者の中には空き家バンクだけじゃなくて、農地をセットでお願いしたいという希望もあるようです。

そういったニーズ、これだけの放棄地がございます。そういったところを売りにしてですね、そういったものの移住者をなるべく募集していきたいと思うし、また、村内外からやっぱり働く人、いろんな工事関係の方でも、どういった方でもいいですけれども、子どもをお持ちの方でも。子どもをお持ちの方でも魅力のある村にすることで、移住・定住の促進を進めていければというふうなことで、その魅力ある村にするということについては、まだ今、詰めておりますので、ここでお話ということはまだできませんけれども、いろんな形でこの村に移り住んでいただくというようなことを一生懸命やっていこうと思っております。

先ほども総務課長の話もありました。千寿園さんの話もありました。いろんな方々ですね、やはり多くの方々が県村外から入っていただけるような話であれば。あとこれも分かりませんが、これがいいか悪いか分かりませんが、本当ならばああいう、今後、川辺川関係の工事も始まりますけど、これは私個人の話です。やはりもう街中にも、もうほとんど住まいにするようなところはもうございません。やはりそういう宿というのは必要になってくるかと思います。もし1億円もかけた住宅がここにあって、それが収益に代わるのであれば、いろんな使い方もあるなと思

いながら、いろんな仮設団地の使い方もいろいろ考えていけばというふうなことを思っております。空き家バンクも当然のことやっていこうとは思っております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 11ページで、物価高騰対策で、今回7,675万円ほどの補助金といいますか、が来ておりますけれども、先ほど舟戸議員の話にありました。この農業者に対しては、今回その支援といいますか、物価高騰対策でされておるんですが、自伐林業をされるとか林業の事業者、森林組合じゃなくて林業を個人で経営をされておる方達にも、やはり私はこういう物価高騰、考えとすれば一緒じゃないかなと思うんですね。

ですので、今度ここに、前も質問をしたことがあるんですけども、こういうもう第何弾目ですかね、この物価高騰といいますか。この中で全然そこが、検討しますというようなお答えだったんですけども、全然今回も上っていないので、どうしてかなと、先ほどこう思ったんですが。そういうお考えって、総務課長はご存じですよ。ご存じだったですよ。以前もそういう自伐型をされる方とか、林業の事業者に対しても支援が必要じゃないんですかということでお聞きをしたんですけども、今回も第何弾ですかね、今回が。把握しておりませんので。先ほど舟戸議員の質問とちょっとかぶるところはありますけれども、そのお考えというのはないのかどうか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。（発言する者あり）村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 今日、私の提案の中にも、農業者とか、お酒を造るところとかありまして、林業関係というのはございませんでした。一応今回は、めりはりをつけようということで、林業者はあえて抜こうという意識はなかったんですけども、一応今回は経済対策としてめりはりをつけようということで、今回はこれ、今回はこれというようなことでですね。やはり手広にしていまいますと、薄くなり過ぎて支援になり得ないということがありますので、機会を捉えてその都度都度の中で特色を、めりはりをつけてという挨拶もさせていただきましたけれども、そういう形でさせてもらえばというようなことで。

今回、今現在林業者については、当初予算の中で林業事業体に対しても、新しく事業を起こされる方、自伐林ですね、そういう方についても予算を検討したりとか、あるいは今後の森林環境譲与税、先ほども申しましたようないろんな形でのその場面場面、その時々によって取り残すことなく、必ずそういった予算も、今ご指摘のあったような話をもうぜひいただければ、そういった話を必ず予算化してですね、村内の企業、全ての方々、すべからくご支援につながるように配慮していきたいと思いますので、ぜひお願いします。今回は、今のところは今回の対象にはいたしておりません。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 村長が言われる、十分分かりますが、あえてここに農業者あるいは商工業者というような名目を、いわゆるめりはりもちやんこうぴしと決まっておるのに、林業をされる、先ほどありましたように自伐あるいは林業の起業ですたいね。そういうところにはやはり目を向けてしていくべきだろうと私は思うんですね。

めりはりをつけているのには、あえてやはりそこもしていかなきゃいけないんだろうと思いますので、ぜひ今回この予算で立てておられますので、そこにどうのこうのは言いませんが、もう以前からも、その林業をされる方には、ぜひそういう支援をしてくださいということでお願いしておりますので。ぜひ今度当初予算ですか、３月にあります当初予算等々の協議の中でまたご質疑させていただきますが、ぜひぜひ目を向けていただいて、この村でやっぱり林業をしていただけの方というのを、ぜひ育成のためにもお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、続けてよろしゅうございますか。

○議長（田代 利一君） はい。いいです。

○議員（２番 永椎樹一郎君） もういつもこのＬＰガス使用世帯支援金って、６千円だったと思います。前からすれば、前に聞いたときに何％ぐらいですかと言ったら、６０％ぐらい、第１弾のときに６０％ぐらいだったんです。これを利用されている方が。第２弾も多分、２弾だったですね、２弾がちょっと上がったかなですけども、実績として、本当に実績として、このＬＰガス使用世帯に対する住民の方への周知等々も含め、実績等々ちゃんとあるのかどうかも含め、今の段階でどういうお考えなのか。すみません。総務課長に。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） お答えいたします。

ＬＰガス価格高騰対応生活支援事業補助金でございますが、議員ご指摘のとおり、今回は第５弾でございます。まず第１弾目が、これは令和６年の２月、それから令和６年の１０月にも行っております。それから令和７年の１２月。ですので、今回で５回目ということになります。

実績のほうで全部確認をしております。やっぱりこの最初、件数を算出するときに、これは県のＬＰガス協会に登録してある件数ということで、八百数十世帯となっておりますが、実際ＬＰガスを使われているところがかなり減っております。これは太陽光、オール電化とか等々で減っていると思うんですが、ちなみに令和６年初回については、給付件数が５８２件、それから第２回については５８７件、第３回が５８３件ということで、大体同じような数値で推移をしております。広報等で周知はいたしておりますけれども、なかなかその申請にならないところもあるのかなというふうに思っています。

一つは、空き家になっているところもそのまま登録で残っていたりとか、工事現場等にもＬＰ

ガスヒーターでしておりまして、登録したままもうその受渡しがなくなったりとかというところで、実際L Pガス協会登録者件数と実際使っている件数、この乖離があるのは間違いございませんので、その辺は、できる限り全員の方が申請を、L Pガス協会のほうに申請をしていただいて、この交付金ですね、補助金を受けていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 多分1回登録をしたら通知が来ます。通知が来て、簡単なんですよ。1回目は何しろそういう登録等をするのに時間がかかりますけれども、2回目はもうそれが残っておりますので、多分手続は簡単だったろうと思う。以前は、あと1か月になってからこう防災無線等で、これをまだしていますか、終わっていますかというようなアナウンスがあって、まだあと1か月、もうあと1か月しかないのにそういうアナウンスがありました。

やはりこうやって負担金あるいは補助金を出す場合は、必ず検証をして、以前どうだったか、どこがどうしたのかというのは必ず必要だろうと思います。やっぱり今度やりますよということでもいいんですけれども、じゃあ、以前第4弾はどうだったのかな、どこが、そういう周知不足もあったのかなとか、いろんな検証をしながらやっていかないと、いつまでたっても八百何十何件がずっと横ばい状態になっているような状況でございますので、何を言いたいかといえば、やっぱり周知徹底。村民の皆さん方にせっかく来るお金でございますので、全ての方にお使いを、L Pガスをお使いのところは全ての方にお使いをいただくというのが、私は思っておりますので、ぜひそこはまたお願いをしたいなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

あと1回、続けてよかでしょうか。

○議長（田代 利一君） はい。よかです。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 物価高騰対策で、今度は商品券等々をお配りになるといいますか、今年度で終わらないので、商品券と燃料券を繰越をしてされるということでございますけれども、やはり皆さん、待っておられます。最初はお米券というようなことが出ましたので、お米券が来るのかということだったんですが、うちの土地柄とすれば、お米券よりもやっぱり商品券ということになったんだろうと思いますけど、皆さん、待っておられます。いつ頃をめどに住民の方がお使いになる商品券が届くのかどうか。めど、計画的にはどのぐらいを計画をされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今回予算を組ませていただきまして、繰越という形になりますけれども、恐らくこれからまた改めて商品券の印刷、それから業者さんの募集というのもしていかなければなりませんので、時期的には、今年度と同じぐらいの時期になると考えているところ

でございます。

今年が7月ぐらいだったと思いますけれども、そこまでに印刷、それから業者の募集、周知というのもですね。また商工会とも契約をいろいろしなければなりませんので、そういうところも併せて7月ぐらいにはできるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 課長もご存じのとおり待っておられます。待っておられます。もう報道がもう既にそこに行っておりますので、既にどこどこ地区、どこどこ町はやったよ、どこどこ市はもうやったよということでされておりますので、待っておられますので、ぜひ。

せっかく蔵谷課長がご答弁をされましたので、私の宿題、一般質問をしたときの宿題を覚えておられますかね。この商品券を使うのに、よその町村は、我が村ばかりではなくて隣村、隣町でも使える。なかなかうちでコンビニ、ガソリンが入れられるところはいいんですが、車を運転をされない方がそういうことに使えないということで、私、以前地区を回ったときに、「もう私もは使われんもんな、球磨村で」と。コンビニに行く、コンビニに行ったとしても、コンビニでなかなか買うあれもないしということで、神瀬ですの芦北とか人吉のそういうところでこうできないかということで、検討しますねということでご検討をご答弁をされましたんですけれども、できるのかできないのかだけで結構でございます。

商工会を通じてということでありますでしょうから、商工会の育成も含めたところでそのご答弁だったんだらうと思うんですが、住民の方からすれば、ちょっと使い勝手がいいようなというようなご意見も聞きましたので、もうできるのかできないのか、はっきりを教えていただければ、もうと思いますけれども、宿題でしたのでちょっと。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 宿題をいただいておりました。今後、担当者といろいろ協議、協議といいますか、いろいろ話し合いをしながら、どういうふうな使い勝手が一番いいのかなというのを考えたときに、確かに人吉あたりの業者さんとかを入れたりするのもいいんですけれども、やはりこの消費者の部分の利用と、それからこの3,000万円という商品券の金額をやっぱ村内の中で回したいというのが、どうしても私達の気持ちとしてもありますので、今回は、村内の中で使っていただきたいというのが、そういう方向でございます。

また、どうしても買物に行けない方というのもございますので、そこについては、ぜひ移動販売等もこれからまたいろいろ充実させていきたいと思っておりますので、そこで使っていただくような、また買物支援とかができるならば、そういうところも使っていけるような考えを今のところ思っているところでございます。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。村内で。やっぱり村内の育成も含め3,000万円という大金を回すということであれば、球磨村で。ただ、消費者、消費者というか、村民の考えをやっぱりしていかなければいけませんので、そのためには、村長もご存じのとおり買物支援の充実もやっぱりしていかなければいけないんだろうと思います。

やはり独り暮らしの年寄りの方がなかなか出歩けないところに、先ほどの移動販売もいいんでしょうけれども、やはり違った形での買物支援は考えていかないと、なかなかお年寄りの方、お独り暮らしの方、なかなかそういうところに手を届かないところがございますので、村長がいつも言っている、誰一人取り残さないこの球磨村をつくっていくんだということをおっしゃっておりますから、そういう方達の方にも耳を傾けながら、やっぱりよりよい方法はどうなのかというのを含めて、ぜひまた検討をいただければ。できる限り早く、お待ちをされておりますので、よろしく願いをしたい。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） ほかにございませんか。西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。予算書11ページ、物価高騰対策の中で、農業者物価高騰対策支援事業ということで、本当にこう農業をされている方にはありがたい支援だと思います。そのほかにもいろんな事業でご支援をさせていただくということで、皆さん、本当に助かるんだろうなというふうに思っております。

この農業者物価高騰対策支援事業になりますけれども、繰越をされるということで考えておられますけれども、全協の説明の折に、令和8年度中の県支出に対する補助ということになっておりますけれども、この物価高騰対策、令和7年度の対策としてお金がついているんだろうと思います。

もう申告も今月から始まっていきます。できれば、令和7年度中の経費に対して支援補助をするという形にできないのか。令和8年度中ということになれば、令和9年3月以降になってしまいますので、できれば、この令和8年度中に支援をさせていただくという考えがないのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 村長、大岩禎一君。

○村長（大岩 禎一君） 一応西林議員がご指摘のとおり早く交付したいという思いで、令和7年の確定申告とか、そういったものの実績を基に交付できたという話も、事務的にもそれが楽だろうという話はございましたけれども、助成金があるから今まである程度我慢していたようなものですね、そういったものもこの際いろいろと対応できるのではなかろうかということで、どっ

ちがいいかと。もう事務的にはもう令和7年度は十分なんですけれども、助成をすることで経済の活性化とか、あるいは今までできなかったことについてできるようになるということがありまして、来年度、8年度のものを対象にしたほうがいいんじゃないかなろうかというようなことが、今、打ち合わせ、この予算を立てるときにそういう話になりました。

手間と迅速性でいけば、令和7年度で構わないんですけれども、私達の話の中では、村の中では、そういう話で一応8年度のものを対象にということで話をしたところでございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 村長が言われるのももちろん分かるんですけれども、やっぱりこういう支援があるからということで、令和8年度中に設備投資、あるいはその機械を買うとか、そういうことを考えていらっしゃる方もこう出てくるんだろうと思いますけれども。その物価高騰対策に即効性を持たせるのであれば、本来ならこう8年度中の支払いという補助というのが、もう本当にいいんだろうなと思いますけれども、そこはもうこの執行部でこういろんな話をされて、そういうふうに決定されたのであれば、それはもう仕方がないことだと思いますけれども。やっぱりその本来の趣旨からいけば、7年度の支援金になりますので、本来ならそこを目指していただければというふうに思っておりましたので、そういう話であれば、もう8年度ということで仕方がありませんけれども、結果的には、令和9年3月以降の支援という形になりますけれども、支援には間違いはないんだと思いますけれども、その辺はしっかりと住民の皆さんにもしっかりと周知をしていただければと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 7番、舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番、舟戸です。10ページの財産管理費の中の工事請負費、指定管理施設等の整備工事ということでありますけれども、指定管理と聞いただけで、今までのことをすぐ思い出すんですけれども、以前、説明はいただいているんだろうと思いますけれども、なかなか思い出せませんので、再度説明をお願いいたします。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） 今回上げさせていただきました指定管理施設の整備工事なんですけれども、今回は4月から、一勝地温泉「かわせみ」については指定管理ということで、今、協議を進めている中でですね。1か所が、女性の露天風呂の柵が腐食しまして倒れそうになっているというところで、その前に改修をしたいということと。それから宿泊棟のベランダについても同じように壊れかけているところがございますので、これは指定管理を引き渡す前に、村としても修繕をして引き渡したいと思っておりますので、そういうところで工事をさせていただければと考えています。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。1 番、槻木啓介君。

○議員（1 番 槻木 啓介君） 1 番です。6 番の住宅リフォーム事業についてですけれども、30 万円という上限に補正をしてありますけれども、これはいつからの分ができるのかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（田代 利一君） 復興推進課長、蔵谷健君。

○復興推進課長（蔵谷 健君） これにつきましても、今回、繰越をさせていただきますので、今年度4月以降、改修について申込みがあったところについて、対応させていただきたいと思っていますところですが、これまで20 万円ということでやっているところですが、今のところ、10 年間は改修後の工事については使えないということになっておりますが、今回、物価高騰で30 万円を上げておりますので、実際、8 年度で実施をするところについては、ちょっと今回は村長の方とは詰めておりませんが、昨年度されたところについても、別のところをされるということであれば、ちょっと考えていきたいと考えております。

以上。

○議長（田代 利一君） 3 番、西林尚賜君。

○議員（3 番 西林 尚賜君） 3 番です。物価高騰対策で、もう一点、お聞きをしたいと思っておりますけれども、LED 照明導入促進事業ということで、全協の折に40 か所ほど指定避難所、あるいは福祉避難所、指定避難所等を含めて40 か所ということでありますけれども、指定緊急避難所6 か所ほどございますけれども、この中で千寿園だとか、せせらぎだとか、そういったところは建物が新しくなっておりますので、おそらくLED 辺りになっているんだろうと思いますけれども、気になるのは、田舎の体験交流館さんがうら、あるいはコミュニティセンターたかさわ、この辺りはやっぱ設備が古いんだと思うんですけど、それぞれ体育館辺りを避難所とされている中で、設備が数多くございます。この辺も全てLED に変えられるということでよろしいのでしょうか。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 今回は40 か所ということで予定をしております。1 か所辺りが上限が20 万円ということで定めておりますので、例えば、たかさわとか、さんがうらというのは、それは村のほうで積極的にLED 化するべきだと思っております。今回は、指定避難所等、公民館とか、自主防災組織とか、一時的避難施設という形で予定をしております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3 番 西林 尚賜君） すみません。1 か所当たり20 万円というのがちょっとよく分からなかったもんですから、ただ、やっぱ指定避難所辺りはしっかりとそういった設備を更新をし

ていただきたいと思います。以前、さんがうら辺りは、照明がよく切れるということで話を聞いておりましたので、そういったところ、緊急避難指定所に指定をされている場所については、村が責任をもって設備の更新をしていただきたいと思います。

指定避難所、公民館等が多くございますけども、こちらもやっぱ公民館の名前を見ますと古い建物が多くございますので、そういったところも上限20万円といいながら、20万円で収まるのかどうか分かりませんが、そこら辺も村と一緒に考えていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（田代 利一君） ほかに。2番、永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 物価高騰対策でございますので、総務課長と復興推進課長だけがご答弁されておまして、後ろに今日せっかくおいでいただいておりますので、13ページに、診療所の備品購入費で21万4千円組んでございまして、これは友尻課長でしょうか、どういうものを今度購入をされて、今後どう活用されていくのかも含め、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（田代 利一君） 保健福祉課長、友尻陽介君。

○保健福祉課長（友尻 陽介君） 令和8年4月からの村立化に向けて、いろいろ協議をしているところで、備品等につきましては医療機器、あと、今使っているシステム等につきましては、前医療法人から有償であったり無償譲渡ということで、話を進めているところです。

4月からの村立化に向けて、足らない部分の備品といいますのが、現在、売上げ等を保管する金庫がないということで、そういった責任の所在が今は分からないということになっておりますので、売上げ金の保管をする金庫、また、村立化に向けて、現在の診療所内で、経理であったり、人事管理、給与管理は行っておりませんが、そういった管理をするクラウド型のシステムを使うこととなりますので、パソコンの購入ということで、今回、21万円の補正をかけさせていただきます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。じゃあ、今後、4月に村営化にしても、それはちゃんと継続して使えるようなパソコンでということでございますので、理解してよろしいですか。

システム改修はどこですか。戸籍システム改修。これはいつも私は思うんですけども、必ず何かするときにはシステム改修で150万円、200万円って、必ずこの給付金をするときにもシステム改修してるんですね。今回、戸籍ですね、戸籍の情報システムの改修をされるということですけども、これは特別に何かをなさいたいというようなことでの改修費用でしょうかということで、すいません、伺いをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 税務住民課長、大岩正明君。

○税務住民課長（大岩 正明君） お答えいたします。

これにつきましては、戸籍への振り仮名の記載が令和5年6月2日に戸籍法の一部改正で決まりまして、昨年、令和7年5月26日に施行されました。今現在、戸籍のある方については、球磨村から、球磨村の戸籍がある方につきましては、昨年の8月ぐらいから振り仮名の名前の確認で、はがき通知させて、確認をさせていただいております。

これとは別に、今回のシステム改修というのが、住民票への旧氏振り仮名の記載とかが令和7年1月29日に改正し、施行令が公布されたり、あと戸籍の附票への旧氏の振り仮名の記載の令和7年8月29日に公開の、国から標準準拠システム仕様書が示されまして、そういった戸籍の附票、住民票への附票への一括システム改修が必要だということで、国のほうで予算立てをして、市町村へ通知が来て、令和7年度中に予算化をして、来年度に繰越にはなりますけれども、システム改修を行いなさいということで、1月になって通知が来たものでございます。それを今回、補正に上げさせていただいております。

以上です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 最初は、ああって思ってたんですね。振り仮名とか、高澤議員は梯子高を普通の高でいいでしょうかとか、いろんな中で聞きながら改修するというようなことで、ああって思ってたんですが、途中から何か分からんことになりまして。国からこうやって戸籍の附票と、こういういろんなところのシステムを一致させないとかいろいろあつとでしようねということで理解。最初はああ、分かったと思って、振り仮名これでいいのかとかそういうのをするのかと思って最初は分かったんですが、途中から分からんことになりましたけど、分かりました。理解をいたしました。

戸籍の附票等々とやはり戸籍とのやっぱり照合をちゃんとしっかりとやるときなさい、今、国がやっぱり進めている戸籍をいろいろするということで、ということのシステムということでございますでしょうか。また、個別に勉強には参ります。

以上です。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 3番です。予算書10ページですけども、財産管理費の中で、村有地の測量業務委託ということですけども、この測量される場所、目的等、教えていただきたいと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 今現在、一王寺団地内に山口みんなの家がございます。そして駐車

場があって、渡郵便局建設予定地がございます。その渡郵便局建設予定地と駐車場の空き地とみんなの家、ここは分筆するようになります。渡郵便局も、山口みんなの家も、恒久的に対応するような形に、土地に対応するような形になりますので、今のうちに分筆登記をして、境界をしつかりしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田代 利一君） 西林尚賜君。

○議員（3番 西林 尚賜君） 分かりました。それで、よくこの測量設計業務ということで委託を出されますけども、こういった場合、今回は総務課という形になりますけども、こういう委託料を出す場合に、建設課辺りの関わりという部分があるかと思えますけれども、建設課長、そういったものがどういうものがあるのかが、今回、この業務に対してどういう関わりを持たれているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（田代 利一君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

建設課といたしましては、もちろん建設課のほうでも用地の取得等がございますので、そういった面で、用地取得するための測量であったり、土地の測量であったり、通常取り扱っている設計とかの、工事の設計とかの業務委託とは取扱いが違いますが、そういった土地の測量であったり、登記するための測量というのは、うちのほうでも行っておりますので、そちらのほうで確認等はいたしております。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番です。測量関係の話が出ましたんで、総務課長にちょっとお尋ねしたいんですが、私も家を建てたいということで、村の土地を購入させていただいたんですが、そのときに、消火栓と電柱が私の敷地に建ってますよって質問したことがあるんですね。もう相当、月日もたちましたけれども対応されましたか。ささいなことですけども、こういったささいなことが一番問題視されるのではないですか。全協か何かの時にお尋ねしたと思います。

○議長（田代 利一君） 総務課長、高永幸夫君。

○総務課長（高永 幸夫君） 現地のほうは確認させていただいております。前向きにいろいろ検討させていただいておりますので、できるだけ早急に対応させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） そんなに難しい問題ではないですよ。電柱、借地料を切り替えるだけですから、私のほうに、村と私に切り替える。消火栓はいいですよ、私のために火を消す、そのときに一応できますから、別にそのままで結構ですけどね。そういったところで、あまり

難しい問題でもなんでもありません。ただ、言われた時にすぐに部下に指示をするか、しないかの問題ですから、そういったところを詰めていただければと思います。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） 教育課長にお尋ねいたします。１３ページに、今回、会計年度任用職員の報酬、これはスクールバスであるとか、給食師の方の報酬が今度ベースアップになってくる。現在、スクールバスの運転手、それと給食師さんの人員等をまず教えていただきたい。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） スクールバス運転手、それと給食調理員の人数につきましてですけど、スクールバスの運転手が今現在８名です。それと、給食調理員のほうが、一部事務もしておりますけど、それを含めて６名というところでございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） スクールバスが８名ということで、スクールバスの今路線は、じゃあ、何路線ございますか。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） ８路線でございます。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） ということは、各路線にもスクールバスを運転している方がちゃんとできているということでございます。もし、この方達の１人、じゃあどなたかがご病気になられて、急遽、スクールバス運行できないというような事態が発生をしたときに、どのような対応なのかを教えていただきたい。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 今現在、予備運転手の方を、運転手の方が病気とか何かで休まれる日があったりする場合は、予備の人を１名交代で来てもらったり、あとは、その方も都合で駄目なときがあれば、役場、教育委員会の職員で対応しているという状況です。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（２番 永椎樹一郎君） ということは８名の方に、正規のと言いますとちょっと失礼かもしれませんが、８路線あります、８名の方はちゃんとおられますが、その方がもし救急にできなかったときには、１人どなたかをお願いはしてあるわけですね。委託料か何かでお支払いをする形になるかと思いますが、１人都合しておるということですね。

その方が駄目なときには職員の中で、やっぱり２９人乗りならば、中型を持っとらんとできませんので、そういう方が運行されるということでございますか。分かりました。

給食の方では６名ということですが、これは負担感といいますか、この６名の方、大丈夫

为什么呢。給食を調理される方、調理員の方は、この6名のスタッフさんで十分なのか、教育課長、把握されているのかどうかを含めて。

○議長（田代 利一君） 毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 会計年度任用職員で雇っている給食調理員6名なんですけども、もうお二方、予備に、やっぱり交代に来てもらっている方、あと2名おられます。そういう方も来ておられて、現在、回っているというようなところです。

○議長（田代 利一君） 永椎樹一郎君。

○議員（2番 永椎樹一郎君） 分かりました。じゃあ6名ですけども、2名の方は毎日じゃないですけども、月曜から、月、水、金とか、そういうちょっと委託をされて、お手伝いといいますか、ご加勢には来ていただいているということで、実質6名じゃなくて、7名なのか、8名なのか、そこはたしか給食のメニューによって、要るんですね、手が要るときには、メニューによって多分そういうご加勢をいただくところがあるんだろうと思いますので、十分、この中で足りるということでよろしゅうございますよね。

といいますのが、給食の方々もやっぱり一生懸命少ない予算で、給食費が、保護者にとっては今無償化なんですけど、その分、全て公費から食材等々もしていくわけですね。ただ、その中では、食材も高騰しておりますので、なかなか余裕があるような予算ではないんだろうと思いますけども、やっぱりそのやりくりをしながら子ども達にやっぱりおいしい給食、そして子ども達の健康、健やかな成長のために作っておられますので、本当にそういう中での仕事をされているということでしょうから、ぜひ、課長もたまに検食に行かれるんだろうと思いますけども、ねぎらいの言葉をどうぞおかけやっていただければ、スクールバスの運転手にもねぎらいの言葉をかけていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） 7番、舟戸です。教育課長にせっかくでありますのでお尋ねしますけども、議会も自主解散をしまして、二十歳を祝う会、私、楽しみしてたんですね。自主解散をして参加することもできなくて、祝辞を述べることもできませんでした。その二十歳を祝う会の当日の状況といいますか、教えていただければと思います。

○議長（田代 利一君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） 急遽、議員の皆様方も、通常であればご案内をして、二十歳を祝うというところ、大切な一生に一度の二十歳の方を祝っていただくというふうに私達も考えていたところがございますが、大変このような状況だったというようなところで、今回、議員の皆様方はお声がけをせずに、この場ではございますが、議員ではなくなっていたというところでお呼び

しなかったことがあったので、おわび申し上げます。

今年の成人二十歳を祝う会でございましたけども、確かに来賓の方々、議員の皆様方もおられないというようなところで、来賓の皆様方、ちょっと会場的には寂しくもあったというところはあるんですけども、二十歳になられた皆様方は元気に、そして、私達のときと比較をしても本当しっかりしているなど、個人それぞれも二十歳になられる方が、しっかりした考えを持っているなどというような印象でございました。

二十歳の皆様方は、当然、ご自分の意見を発表された方もおられます。お一人お一人の二十歳の皆様方には、村からとして記念品も、写真とか、アルバムみたいな記念品もお渡ししましたけども、一生に一度というようなところ、先ほど言いましたけども、記念になるような形で、また今から記念誌のほうとか作ってお渡ししますか、そういうふうに一生涯に一度の記念になってもらえればなというふうに感じたところです。

○議長（田代 利一君） 舟戸治生君。

○議員（7番 舟戸 治生君） すいません、何回も。私が一番楽しみにしていたのは、二十歳になられた方の自己紹介ですね。本当に有意義な考えを持っておられる方が多くて、楽しみにしていたんですけども、本当に残念ながら参加することはできませんね。ただ楽しみは、議員に答弁しましたので、来年は孫が二十歳を迎えますので、孫と楽しみにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田代 利一君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしとの発言があっております。ここに質疑などの通告もありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代 利一君） 異議なしと認めます。したがって、本会議において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（田代 利一君） 以上で本日の会議を閉じます。

これで令和8年第1回球磨村議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午後2時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員